

② 介護報酬の解釈 1 単位数表編

II 要介護者への施設サービス〔指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生省告示第21号）等〕 ※サービス名横の【 】内は1単位数表編での掲載ページ数

1 介護福祉施設サービス【P961】

キ 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定介護福祉施設サービスを行った場合は、イからラまでにより算定した単位数の1000分の16に相当する単位数を所定単位数に加算する。

※区分支給限度基準額の算定対象外

【厚生労働大臣が定める基準】→大臣基準告示・八十八の三〔③〔法令編〕I-3(掲載)〕

◇介護職員処遇改善加算／介護職員等特定処遇改善加算／介護職員等ベースアップ等支援加算について〔老企第40号 第2の5(41)／(42)／(43)〕

2の(22)／(23)／(24)を準用する。

2の(22)／2の(23)／2の(24) 介護職員処遇改善加算／介護職員等特定処遇改善加算／介護職員等ベースアップ等支援加算について

介護職員処遇改善加算／介護職員等特定処遇改善加算／介護職員等ベースアップ等支援加算の内容については、別途通知（「介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」〔令和4年6月21日老発0621第1号→③〔法令編〕IV-2(掲載)〕を参照すること。

2 介護保健施設サービス【P1028】

ヤ 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設が、入所者に対し、介護保健施設サービスを行った場合は、イからノまでにより算定した単位数の1000分の8に相当する単位数を所定単位数に加算する。

※区分支給限度基準額の算定対象外

【厚生労働大臣が定める基準】→大臣基準告示・九十四の三〔③〔法令編〕I-3(掲載)〕

◇介護職員処遇改善加算／介護職員等特定処遇改善加算／介護職員等ベースアップ等支援加算について〔老企第40号 第2の6(46)／(47)／(48)〕

2の(22)／(23)／(24)を準用する。

2の(22)／2の(23)／2の(24) 介護職員処遇改善加算／介護職員等特定処遇改善加算／介護職員等ベースアップ等支援加算について

介護職員処遇改善加算／介護職員等特定処遇改善加算／介護職員等ベースアップ等支援加算の内容については、別途通知（「介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」〔令和4年6月21日老発0621第1号→③〔法令編〕IV-2(掲載)〕を参照すること。

3 介護療養施設サービス

イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス【P1098】

(2) 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院

※区分支給限度基準額の算定対象外

【厚生労働大臣が定める基

患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合は、(1)から(10)までにより算定した単位数の **1000 分の 5** に相当する単位数を所定単位数に加算する。

【準】→大臣基準告示・九十九の三〔③〔法令編〕I-3〕掲載

◇介護職員処遇改善加算／介護職員等特定処遇改善加算／介護職員等ベースアップ等支援加算について〔老企第40号 第2の7⁽³⁷⁾／⁽³⁸⁾／⁽³⁹⁾〕

2の(22)／(23)／(24)を準用する。

2の(22)／2の(23)／2の(24) 介護職員処遇改善加算／介護職員等特定処遇改善加算／介護職員等ベースアップ等支援加算について

介護職員処遇改善加算／介護職員等特定処遇改善加算／介護職員等ベースアップ等支援加算の内容については、別途通知（「**介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について**」〔令和4年6月21日老発0621第1号→③〔法令編〕IV-(2)掲載〕）を参照すること。

3 介護療養施設サービス

ロ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス【P1132】

(19) 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合は、(1)から(10)までにより算定した単位数の **1000 分の 5** に相当する単位数を所定単位数に加算する。

※区分支給限度基準額の算定対象外

【厚生労働大臣が定める基準】→大臣基準告示・九十九の三〔③〔法令編〕I-3〕掲載

◇介護職員処遇改善加算／介護職員等特定処遇改善加算／介護職員等ベースアップ等支援加算について〔老企第40号 第2の7⁽³⁷⁾／⁽³⁸⁾／⁽³⁹⁾〕

2の(22)／(23)／(24)を準用する。

2の(22)／2の(23)／2の(24) 介護職員処遇改善加算／介護職員等特定処遇改善加算／介護職員等ベースアップ等支援加算について

介護職員処遇改善加算／介護職員等特定処遇改善加算／介護職員等ベースアップ等支援加算の内容については、別途通知（「**介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について**」〔令和4年6月21日老発0621第1号→③〔法令編〕IV-(2)掲載〕）を参照すること。

3 介護療養施設サービス

ハ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス【P1162】

(18) 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合は、(1)から(15)までにより算定した単位数の **1000 分の 5** に相当する単位数を所定単位数に加算する。

※区分支給限度基準額の算定対象外

【厚生労働大臣が定める基準】→大臣基準告示・九十九の三〔③〔法令編〕I-3〕掲載

◇介護職員処遇改善加算／介護職員等特定処遇改善加算／介護職員等ベースアップ等支援加算について〔老企第40号 第2の7⁽³⁷⁾／⁽³⁸⁾／⁽³⁹⁾〕

2の(22)／(23)／(24)を準用する。

2の(22)／2の(23)／2の(24) 介護職員処遇改善加算／介護職員等特定処遇改善加算／介護職員等ベースアップ等支援加算について

介護職員処遇改善加算／介護職員等特定処遇改善加算／介護職員等ベースアップ等支援加算の内容については、別途通知（「**介護職員処遇改善加算，介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について**」〔令和4年6月21日老発0621第1号→③〔法令編〕IV-(2)掲載〕）を参照すること。

4 介護医療院サービス【P1247】

ヤ 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た介護医療院が，入所者に対し，介護医療院サービスを行った場合は，イからノまでにより算定した単位数の**1000分の5**に相当する単位数を所定単位数に加算する。

※区分支給限度基準額の算定対象外

【厚生労働大臣が定める基準】→大臣基準告示・百の九〔③〔法令編〕I-(3)掲載〕

◇**介護職員処遇改善加算／介護職員等特定処遇改善加算／介護職員等ベースアップ等支援加算について**〔老企第40号第2の8⁽³⁹⁾／(40)／(41)〕

2の(22)／(23)／(24)を準用する。

2の(22)／2の(23)／2の(24) 介護職員処遇改善加算／介護職員等特定処遇改善加算／介護職員等ベースアップ等支援加算について

介護職員処遇改善加算／介護職員等特定処遇改善加算／介護職員等ベースアップ等支援加算の内容については、別途通知（「**介護職員処遇改善加算，介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について**」〔令和4年6月21日老発0621第1号→③〔法令編〕IV-(2)掲載〕）を参照すること。